

シューティングスポーツクラブの皆さまへ

シューティングスポーツクラブ ハンター保険のご案内

ハンター保険

=獵期前の全員加入をおすすめします=

●おすすめポイント●

ハンター必須の3つの補償で、あなたをお守りします！



| | |
|-------|-------------|
| | 第三者に対する賠償責任 |
| 3つの補償 | ハンター自身の身体傷害 |
| | 猟具の損害 |

| | |
|-------|---|
| 保険契約者 | シューティングスポーツクラブ |
| 加入対象者 | シューティングスポーツクラブの会員 |
| 保険期間 | 2024年 9月 15日 午後4時から1年間 |
| 申込締切日 | 2024年 8月 30日 |
| 申込方法 | 加入依頼書をシューティングスポーツクラブ事務局 中村までご提出ください。 |
| 取扱代理店 | 損保ジャパンパートナーズ株式会社 |

こんな場合にあなたをお守りします

基本補償

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

第三者に対する賠償責任

日本国内において、狩猟もしくは射撃場における射撃のために所持または使用する銃器によって生じた偶然な事故、または狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中、獵犬によって生じた偶然な事故により、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の賠償責任が生じた場合に、被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)が負担する損害賠償金(治療費、修理費・再調達に要する費用(時価額限度)等)や、訴訟になった場合の訴訟費用等をお支払いします。

(例) 誤ってグループのメンバーを撃ってしまった…
連れていた獵犬が他人にかみついた…

【ご注意】

※損害賠償金額の決定につきましては、必ず事前に損保ジャパンまでご相談ください。

※損害賠償金は、1回の事故につき、保険金額を限度としてお支払いします。

※銃器による事故は時間・場所を問わず(法令違反は除きます。)対象となります。が、獵犬による事故は狩猟の目的をもって自宅を出てから帰るまでの間に起きた事故が対象となります。

※法律上の賠償責任が発生しないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象になりません。

※賠償責任を負う事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら、被保険者自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります(本保険では、損保ジャパンが被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。)。

ハンター自身の傷害(ケガ)

日本国内において、狩猟もしくは射撃場における射撃のために自宅を出てから帰るまでの間に、急激かつ偶然な外来の事故により加入者ご自身がケガをされた場合(ただし交通事故は除きます。)に、下記の保険金をお支払いします。

①死亡保険金……事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、保険金額の全額

②後遺障害保険金……事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失い、またはその機能に重大な障害を残した場合は、その程度に応じて保険金額の4%~100%の金額

③医療保険金……ケガをされ、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療を受けた日数1日につき保険金額の1,000分の1の金額(事故の発生の日から180日を限度)

※上記の①から③の保険金は重複してお支払いします。ただし、合算して保険期間を通じて保険金額を限度とします。

獵具の損害

日本国内での狩猟、または射撃場における射撃の目的をもって自宅を出発してから帰着するまでの行程中に偶然な事故による銃器の破損もしくは曲損、または日本国内の自宅を出発してから帰着するまでの行程中での宿泊建物内、および自宅内での盗賊または不法侵入者によって行われた獵具(※)の盗取または破損もしくは曲損について、保険金をお支払いします。

獵具の破損・曲損については修繕費、盗取された場合にはその時における価額(時価額)を損害の額として、免責金額(自己負担額)を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。保険金をお支払いした時は、保険金額からそのお支払い額を控除した残額をもって、以降の保険金額とします。

(※)銃器、銃袋、弾帯、弾チョッキをいい、弾丸、薬きようは含みません。

(注)ご加入の際は、銃器の種類・型・No.をお申し出ください。

補償内容(保険金額)と保険料

(保険期間1年、団体割引10%)

| 補償内容 | 保険金額 |
|----------------|--------|
| 第三者に対する賠償責任 | 3億円 |
| ハンター自身の傷害 | 259万円 |
| 獵具の損害(自己負担額0円) | 10万円 |
| 一時払保険料 | 5,000円 |

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●保険期間の中途で解約された場合でも、保険料の払戻しはできませんのでご了承ください。

事故がおきたら

①事故が発生した場合はただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日から30日以内にご連絡がない場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

②示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。
事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全額について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
(注)この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み

この商品は賠償責任保険普通保険約款にハンター特約等をセットしたものです。

保険契約者

シューティングスポーツクラブ

保険期間

2024年9月15日午後4時から2025年9月15日午後4時まで1年間となります。

申込締切日

2024年8月30日

引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入対象者

シューティングスポーツクラブの会員

被保険者

シューティングスポーツクラブの会員 ※被保険者本人のみが保険の対象となります。

お支払方法

2024年8月30日までにシューティングスポーツクラブ事務局にお持ちください。

お手続方法

下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の中村までご送付ください。

| ご加入対象者 | お手続方法 |
|---|------------------------------------|
| 新規加入者の皆さま | 添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。 |
| 既加入者の皆さま 前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合 | 書類のご提出は不要です。 |
| 既加入者の皆さま ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 | 前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。 |
| 既加入者の皆さま 継続加入を行わない場合 | 継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。 |

中途加入

保険期間の中途でのご加入は、毎週、受付をしています。その場合の保険期間は、毎週金曜日までの受付分は受付日の翌週月曜日から2025年9月15日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入の申込時までにお支払いください。

中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のシューティングスポーツクラブ事務局までご連絡ください。

その他ご注意

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故による損害・ケガに対しては、保険金をお支払いできません。

◆◆◆ 第三者に対する賠償責任(注) ◆◆◆

| 保険金をお支払いする主な場合 | |
|---|--|
| 日本国内において、狩猟もしくは射撃場における射撃のために所持・使用する銃器によって生じた偶然な事故、または狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中、獵犬によって生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 | |
| 保険金をお支払いできない主な場合 | |

- ①故意によって生じた賠償責任
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任
- ⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

- ⑦狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間に生じた事故に起因する賠償責任
- ⑧法令により定められた狩猟期間または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故に起因する賠償責任
- ⑨銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可を受けないで所持している銃器によって生じた事故に起因する賠償責任
- ⑩他人の獵犬を殺傷したことに起因する賠償責任

など

◆◆◆ ご自身の傷害 ◆◆◆

| 保険金をお支払いする主な場合 | |
|--|--|
| 日本国内において、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。 | |
| (注)ケガには、日射、心神喪失またはめまいによる障害を含みません。 | |
| ①死亡保険金 | 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。 ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=保険金額の全額 |
| ②後遺障害保険金 | 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%) |
| ③医療保険金 | ケガをされ、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療を受けた日数に対し、医療保険金をお支払いします。 医療保険金の額=保険金額×1/1000×治療を受けた日数(事故の発生の日から180日以内) (注) 医療保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても重複して医療保険金をお支払いしません。 |
| 保険金をお支払いできない主な場合 | |
| <ul style="list-style-type: none">①故意または重大な過失に起因するケガ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因するケガ③地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因するケガ④日射、心神喪失、めまいによる障害⑤狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に被ったケガ⑥銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可を受けないで所持している銃器によって被ったケガまたは法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に被ったケガ⑦交通乗用具(自動車、原動機付自転車、航空機、ケーブルカー、リフト等)に搭乗中に被ったケガまたは交通乗用具との衝突、接触等に起因するケガ など | |

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

◆◆◆ 猶具の損害(注) ◆◆◆

| 保険金をお支払いする主な場合 | |
|---|--|
| 日本国内において、猶具(※)について生じた次の①または②の損害に対して、保険金をお支払いします。 | |
| ①狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中の偶然な事故による銃器の破損もしくは曲損 | |
| ②被保険者の住宅内または狩猟もしくは射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に宿泊する建物内において盗賊または不法侵入者によって行われた猶具の盗取または破損もしくは曲損 | |
| (※)「猶具」とは、加入依頼書等記載の銃器、銃袋、弾帯または弾チョッキ(弾丸および薬きょうを含みません。)をいいます。 | |
| (注1)銃器以外の猶具が日本国内の狩猟等行程中の偶然な事故により破損・曲損した場合の損害は、保険金お支払いの対象となりません。 | |
| (注2)保険金は、猶具が破損もしくは曲損した場合は損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費(ただし、修繕不可能な場合またはその修繕費が損害発生時の価額を超過する場合はその価額を限度とします。)、猶具が盗取された場合は盗取された時におけるその価額により算出した損害の額から免責金額を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 | |
| 保険金をお支払いできない主な場合 | |
| ①故意または重大な過失に起因する損害 | |
| ②銃器に存在する欠陥またはその磨滅、腐食その他の自然の消耗に起因する損害 | |
| ③狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた損害 | |
| ④銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可を受けないで所持している銃器に生じた損害または法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に生じた損害 | |
| ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害 | |
| ⑥地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する損害 | |

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

| 用語 | 用語の定義 |
|------|------------------------------------|
| 免責金額 | 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。 |
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 |

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、ハンター保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
・告知事項について、事実を記入されなかつた場合は事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ケガの補償における死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ず、ご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、ケガの補償に関する部分(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

・中途加入は毎週受付しており、毎週金曜日までの受付分は受付日の翌週月曜日から保険責任が始まります。

事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただけながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- 獣具(※)の損害の場合には、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、獣具の盗難の場合は、警察に届け出でいただく必要があります。
(※)「獣具」とは、加入依頼書等記載の銃器、銃袋、弾帯または弾チョッキ(弾丸および薬きょうを含みません。)をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

■保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

| 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|---|
| ①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など |
| ②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など |
| ③被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など |
| ④保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ①他人の身体の障害に関する賠償事故、被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントケン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故、道具等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など |
| ⑤保険の対象であることが確認できる書類 | 売買契約書(写)、保証書など |
| ⑥公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書など |
| ⑦損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など |

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

■上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

個人情報の取扱いについて

■保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

■損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることをお客様ご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

もう一度ご確認ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いたしましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いたしましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 損保ジャパンパートナーズ株式会社 担当:大竹

〒330-0801
埼玉県さいたま市大宮区土手町1-38-1 アソルティ大宮ル・ノード8階
TEL 048-658-3160 FAX 048-658-3161
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●引受け保険会社 損害保険ジャパン株式会社 埼玉中央支店さいたま中央支社 担当:鈴木

〒330-0854
埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1 損保ジャパン大宮第二ビル6階
TEL 048-648-6021 FAX 048-658-6525
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

※取扱代理店は引受け保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受け保険会社と直接契約されたものになります。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sonpo-japan.co.jp/>)をご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※加入者証は大切に保管してください。また、2ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。